

新公立病院改革プランの概要

団体コード	022021
施設コード	001

本様式作成日	平成 30 年 3 月 28 日
--------	------------------

団体名	青森県弘前市																																																																				
プランの名称	弘前市立病院改革プラン																																																																				
策定日	平成 30 年 3 月 28 日																																																																				
対象期間	平成 29 年度 ~ 平成 32 年度																																																																				
病院の現状	病院名	弘前市立病院		現在の経営形態	公営企業法全部適用																																																																
	所在地	青森県弘前市大字大町三丁目8番地1																																																																			
	病床数	病床種別	一般	療養	精神	結核	感染症	計																																																													
		一般・療養病床の病床機能	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	計※	※一般・療養病床の合計数と一致すること																																																													
診療科目	科目名	内科、小児科、外科、整形外科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、麻酔科、リハビリテーション科、皮膚科(脳神経外科、放射線科は休診中)																																																																			
(1) 地域医療構想を踏まえた役割の明確化	① 地域医療構想を踏まえた当該病院の果たすべき役割(対象期間末における具体的な将来像)	弘前市では、現在、附属機関である「弘前市地域包括ケア検討委員会」において、中核病院を中心とした地域包括ケアシステムの在り方を検討している。この附属機関は、国立病院機構、弘前大学、地元の保健、医療、福祉関係者、首都圏の有識者を委員として構成しており、県、周辺市町村、圏域自治体病院もオブザーバーとして参加している。その中で、弘前市立病院と国立病院機構弘前病院の機能再編による中核病院整備についても、市としての方向性が具体化される予定であり、津軽地域の中核病院として、高度医療、専門医療、救急医療(ER型)、災害医療を提供し、医師の育成を図るとともに、周辺自治体病院との連携を図り、2次医療圏での予防、健診、医療、介護が連携した地域包括ケアシステムの一角を担う。																																																																			
	平成37年(2025年)における当該病院の具体的な将来像	市民の安全安心を守る医療提供体制の構築及び二次救急医療体制の恒久的な維持を図るため、津軽地域における中心的な役割を担う中核病院。 ※現在、青森県から提案された弘前市立病院と国立病院機構弘前病院の機能再編による中核病院整備について協議中である。また、弘前市では「弘前市地域包括ケア検討委員会」で中核病院の在り方について検討しており、その結果を踏まえ具体的な将来像が明示される予定である。(その際には改革プランを修正する。)																																																																			
	② 地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割	平成26年12月1日から、5階B病棟の36床を「地域包括ケア病棟」として運用開始しており、急性期治療を終了し、ある程度安定した患者が在宅復帰を目指し、安心して退院できるよう支援している。弘前市では「弘前市地域包括ケア検討委員会」において、システム構築の中心的な機能として、弘前市立病院と国立病院機構弘前病院の機能再編による中核病院を位置づけて検討しており、その中で具体的な役割も明確になる予定である。																																																																			
③ 一般会計負担の考え方(繰出基準の概要)	原則、総務省の繰出基準に基づき、一般会計が経費負担している。しかしながら、資本的収支については、全額一般会計に依存している状況である。 ○病院の建設改良に要する経費 ○リハビリテーション医療に要する経費 ○小児医療に要する経費 ○救急医療の確保に要する経費 ○高度医療に要する経費 ○経営基盤強化対策に要する経費 ・医師及び看護師等の研究研修に要する経費 ・病院事業会計に係る共済追加費用の負担に要する経費 ・医師確保対策に要する経費 ○地方公営企業職員に係る基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費 ○地方公営企業職員に係る児童手当に要する経費																																																																				
④ 医療機能等指標に係る数値目標	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> <th>28年度</th> <th rowspan="2">29年度</th> <th rowspan="2">30年度</th> <th rowspan="2">31年度</th> <th rowspan="2">32年度</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>(実績)</th> <th>(実績)</th> <th>(実績)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1)医療機能・医療品質に係るもの</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>救急患者数(人)</td> <td>5,386</td> <td>6,129</td> <td>5,616</td> <td>4,070</td> <td>4,070</td> <td>4,070</td> <td>4,070</td> <td></td> </tr> <tr> <td>手術件数(件)</td> <td>1,111</td> <td>1,172</td> <td>851</td> <td>647</td> <td>647</td> <td>647</td> <td>647</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2)その他</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>26年度</td> <td>27年度</td> <td>28年度</td> <td rowspan="2">29年度</td> <td rowspan="2">30年度</td> <td rowspan="2">31年度</td> <td rowspan="2">32年度</td> <td rowspan="2">備考</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(実績)</td> <td>(実績)</td> <td>(実績)</td> </tr> </tbody> </table>									26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	備考	(実績)	(実績)	(実績)	1)医療機能・医療品質に係るもの									救急患者数(人)	5,386	6,129	5,616	4,070	4,070	4,070	4,070		手術件数(件)	1,111	1,172	851	647	647	647	647		2)その他										26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	備考		(実績)	(実績)	(実績)
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	備考																																																													
	(実績)	(実績)	(実績)																																																																		
1)医療機能・医療品質に係るもの																																																																					
救急患者数(人)	5,386	6,129	5,616	4,070	4,070	4,070	4,070																																																														
手術件数(件)	1,111	1,172	851	647	647	647	647																																																														
2)その他																																																																					
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	備考																																																													
	(実績)	(実績)	(実績)																																																																		
⑤ 住民の理解のための取組	○市立病院の運営に市民の意見を反映させるため、市立病院運営審議会の委員1名を公募により決定している。(市内に在住する20歳以上の市民で、過去2年間に市立病院を利用したことがある人。)また、市立病院運営審議会の会議録はホームページで公開している。 ○当院の特徴や、急性期医療の現状を理解してもらうことを目的として、DPCデータから全国統一の定義と形式に基づいた指標を作成し、公開している。																																																																				

別記1

(2) 経営の効率化	① 経営指標に係る数値目標									
	1) 収支改善に係るもの	26年度 (実績)	27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度	30年度	31年度	32年度	備考	
	経常収支比率(%)	94.2	99.8	90.5	83.0	88.5	96.3	95.2		
	医業収支比率(%)	88.5	94.9	85.4	78.5	79.7	82.2	80.9		
	資金不足比率(%)	△ 5.8	△ 10.2	△ 6.3	14.1	19.9	19.9	19.9	△の場合、資金不足額なし	
	2) 経費削減に係るもの	26年度 (実績)	27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度	30年度	31年度	32年度	備考	
	薬品費の対医業収益比率(%)	17.3	16.4	14.8	17.3	17.2	17.1	17.1		
	後発医薬品指数(%)	35.5	66.4	84.2	86.0	87.7	87.7	87.7		
	職員給与費の対医業収益比率(%)	52.1	47.2	55.4	60.2	59.0	57.1	59.1		
	【参考】職員給与費(百万円)	1,862	1,908	1,930	1,856	1,832	1,815	1,803	退職給付費除く	
	3) 収入確保に係るもの	26年度 (実績)	27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度	30年度	31年度	32年度	備考	
	病床利用率(%)	71.2	71.1	63.1	54.0	54.0	54.0	54.0		
	【参考】休床除く病床利用率				67.2	67.2	67.2	67.2	H29.3.17より5階A棟(49床)を休床	
1日当たり入院患者数(人)	178	178	158	135	135	135	135			
1日当たり外来患者数(人)	417	448	410	360	360	360	360			
4) 経営の安定性に係るもの	26年度 (実績)	27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度	30年度	31年度	32年度	備考		
医師数(人)	26	27	25	22	21	21	21	常勤医		
看護職員数(人)	156	155	155	155	155	155	155	再任用職員含む		
一時借入金残高(百万円)	195	21	97	575	772	706	680			
上記数値目標設定の考え方	市立病院と国立病院機構弘前病院の機能再編による中核病院整備構想の公表以降、患者数の減少傾向が続いている。更に退職や人事異動により医師数が減少、弘前大学医学部から医師を派遣してもらっているものの、常勤医師の減少により病院の経営環境は急激に悪化している。こうした平成29年度の現状で今後も推移した条件で設定している。									
② 経常収支比率に係る目標設定の考え方(対象期間中に経常黒字化が難しい場合の理由及び黒字化を目指す時期、その他目標設定の特例を採用した理由)	市立病院と国立病院機構弘前病院の機能再編による中核病院整備構想の公表以降、患者数の減少傾向が続いている。更に退職や人事異動により医師数が減少、弘前大学医学部から医師を派遣してもらっているものの、常勤医師の減少により病院の経営環境は急激に悪化している。よって、市立病院としては、常勤医師の確保に努めるとともに、中核病院整備が実現し、安定した救急医療体制が構築されるまで、市の関係機関と協議しながら、一般会計からの繰入金確保を含め、資金不足額の解消に努めながら経営を継続していく。									
③ 目標達成に向けた具体的な取組(どのような取組をどの時期に行うかについて、特に留意すべき事項も踏まえ記入)	民間的経営手法の導入	平成26年4月から地方公営企業法を全部適用し、市立病院が直接職員の雇用などができるよう事務の効率化を図っていた。しかしながら、地域医療構想により、県から新中核病院整備構想が示されてから、正職員の採用を最小限に留めており、その効果が薄らいている。なお、提供する医療サービスの水準確保のため、平成30年2月に看護師の採用資格試験を実施した。								
	事業規模・事業形態の見直し	新中核病院整備構想の協議が整うまで、現行の形態を維持する。既に、医療事務業務(会計業務含む。)、給食業務等は民間委託しており、業務の効率化を図っている。								
	経費削減・抑制対策	専門的な知識・経験を有する経営コンサルタントの支援を受け、病院事業の費用の大きな比重を占める医薬品、診療材料、高額医療機器等の購入・リース、医療機器の保守点検契約の価格交渉・価格検討を行い、経費削減を図る。新中核病院整備構想が公表されてから、正職員の採用は見送っており、臨時看護師や再任用職員で補充しているため、人件費は抑制されているものの、看護体制として厳しい状況となっている。								
	収入増加・確保対策	○常勤医を確保するため、弘前大学医学部に粘り強く働きかける。平成29年12月からは外科医師の公募も行っている。 ○医業未収金の電話・訪問督促を拡充し収納を強化する。 ○診療報酬の改正に的確に対応し、請求漏れが無いよう努める。また収益性の向上を図るため、院内研修の実施や外部研修への参加により職員の人材育成に努める。								
その他										
④ 新改革プラン対象期間中の各年度の収支計画等	別紙1記載									

別記1

(3)再編・ネットワーク化	当該公立病院の状況	<input type="checkbox"/> 施設の新設・建替等を行う予定があ <input type="checkbox"/> 病床利用率が特に低水準(過去3年間連続して70%未満) <input checked="" type="checkbox"/> 地域医療構想等を踏まえ医療機能の見直しを検討する必要がある	
	二次医療又は構想区域内の病院等配置の現況	弘前市立病院(一般250床) 国立病院機構弘前病院(一般342床) 黒石病院(一般257床) 大鰐病院(一般60床) 板柳中央病院(一般55床、療養32床)	
	当該病院に係る再編・ネットワーク化計画の概要	<時期>	<内容>
	(注) 1詳細は別紙添付可 2具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	平成32年度内に決定予定	<input type="checkbox"/> 弘前市立病院と国立病院機構弘前病院の機能を統合した中核病院を整備。 <input type="checkbox"/> 黒石病院(現状の病床数を当面維持) <input type="checkbox"/> 大鰐病院(病床の規模及び機能の見直し) <input type="checkbox"/> 板柳中央病院(急性期から回復期への病床の一部転換の検討)
(4)経営形態の見直し	経営形態の現況(該当箇所にて✓を記入)	<input type="checkbox"/> 公営企業法財務適用 <input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法全部適用 <input type="checkbox"/> 地方独立行政法人 <input type="checkbox"/> 指定管理者制度 <input type="checkbox"/> 一部事務組合・広域連合	
	経営形態の見直し(検討)の方向性(該当箇所にて✓を記入、検討中の場合は複数可)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法全部適用 <input checked="" type="checkbox"/> 地方独立行政法人 <input checked="" type="checkbox"/> 指定管理者制度 <input checked="" type="checkbox"/> 民間譲渡 <input type="checkbox"/> 診療所化 <input type="checkbox"/> 老健施設など、医療機関以外の事業形態への移行	
	経営形態見直し計画の概要(注) 1詳細は別紙添付可 2具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期> 未定	<内容> 弘前市地域包括ケア検討委員会において、中核病院の在り方と併せて経営形態を検討中。
(5)(都道府県以外記載)新改革プラン策定に関する都道府県からの助言や再編・ネットワーク化計画策定への都道府県の参画の状況	青森県では、人口減少や高齢化が進展する中、地域の実情や患者のニーズに応じて資源の効果的かつ効率的な配置を促し、高度急性期、急性期、回復期、慢性期、在宅医療・介護に至るまでの一連のサービスが切れ目なく、過不足なく提供される体制を確保することを目的に、平成28年3月に「青森県地域医療構想」を策定した。その後、構想区域ごとに構想実現に向けた協議・調整を行うため、同年8月に地域医療構想調整会議を設置し、10月に国立病院機構弘前病院との機能再編成を盛り込んだ構想を提示した。 これまで、青森県から提案された弘前市立病院と国立病院機構弘前病院の機能再編による中核病院整備について、事務レベルで協議してきたが、協議が停滞状態となったため、弘前市では、附属機関である「弘前市地域包括ケア検討委員会」を設置し、公開の場で中核病院整備に向けた協議を進めることとしている。県にはオブザーバーとして委員会に参加していただいている。 なお、青森県による弘前市と国立病院機構の協議は継続中である。		
※点検・評価・公表等	点検・評価・公表等の体制(委員会等を設置する場合その概要)	市立病院の適正かつ円滑な運営を図ることを目的に弘前市立病院運営審議会を組織しており、当審議会において年2回程度本計画の点検・評価をする。 ※審議会委員の構成: 医師の代表 2名、医療を受ける立場の代表 2名、学識経験者 3名	
	点検・評価の時期(毎年〇月頃等)	毎年2月及び8月頃	
	公表の方法	市立病院のホームページで公表する。	
その他特記事項			

1. 収支計画 (収益的収支)

(単位:百万円、%)

年度		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
		(実績)	(実績)	(実績)	(見込み)			
区分								
収	1. 医業収益 a	3,769	4,074	3,629	3,239	3,251	3,255	3,247
	(1) 料金収入	3,592	3,866	3,429	3,037	3,034	3,038	3,030
	(2) その他	177	208	200	202	217	217	217
	うち他会計負担金	106	128	128	129	148	148	148
	2. 医業外収益	392	384	360	317	499	709	718
	(1) 他会計負担金・補助金	354	339	310	283	467	679	689
	(2) 国(県)補助金	7	7	7	7	5	5	5
	(3) 長期前受金戻入	7	11	16	7	7	5	4
	(4) その他	24	27	27	20	20	20	20
	経常収益(A)	4,161	4,458	3,989	3,556	3,750	3,964	3,965
入	1. 医業費用 b	4,260	4,293	4,248	4,124	4,079	3,961	4,013
	(1) 職員給与費 c	1,964	1,922	2,009	1,950	1,917	1,859	1,918
	(2) 材料費	1,066	1,137	950	859	857	857	854
	(3) 経費	915	922	978	1,003	1,031	1,031	1,018
	(4) 減価償却費	305	294	287	291	252	192	201
	(5) その他	10	18	24	21	22	22	22
	2. 医業外費用	159	173	161	161	157	157	152
	(1) 支払利息	26	24	23	22	20	19	17
	(2) その他	133	149	138	139	137	138	135
	経常費用(B)	4,419	4,466	4,409	4,285	4,236	4,118	4,165
経常損益(A)-(B)(C)	▲ 258	▲ 8	▲ 420	▲ 729	▲ 486	▲ 154	▲ 200	
特別損益	1. 特別利益(D)	54	55	18				
	2. 特別損失(E)	1,139	1	1	1	2	1	1
	特別損益(D)-(E)(F)	▲ 1,085	54	17	▲ 1	▲ 2	▲ 1	▲ 1
純損益(C)+(F)	▲ 1,343	46	▲ 403	▲ 730	▲ 488	▲ 155	▲ 201	
累積欠損金(G)	2,470	2,424	2,827	3,557	4,045	4,200	4,401	
不良債務	流動資産(ア)	663	682	528	570	490	488	486
	流動負債(イ)	806	580	625	1,108	1,222	1,222	1,219
	うち一時借入金	195	21	97	575	772	706	680
	翌年度繰越財源(ウ)							
当年度同意等債で未借入又は未発行の額(エ)								
差引不良債務(オ)	65	▲ 181	16	456	648	649	647	
経常収支比率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$	94.2	99.8	90.5	83.0	88.5	96.3	95.2	
不良債務比率 $\frac{(オ)}{a} \times 100$	1.7	▲ 4.4	0.4	14.1	19.9	19.9	19.9	
医業収支比率 $\frac{a}{b} \times 100$	88.5	94.9	85.4	78.5	79.7	82.2	80.9	
職員給与費対医業収益比率 $\frac{c}{a} \times 100$	52.1	47.2	55.4	60.2	59.0	57.1	59.1	
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額(H)	▲ 219	▲ 417	▲ 230	456	648	649	647	
資金不足比率 $\frac{(H)}{a} \times 100$	▲ 5.8	▲ 10.2	▲ 6.3	14.1	19.9	19.9	19.9	
病床利用率	71.2	71.1	63.1	54.0	54.0	54.0	54.0	

団体名 (病院名)	弘前市 (弘前市立病院)
--------------	-----------------

2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

年度		26年度 (実績)	27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
区 分	1. 企 業 債							
	2. 他 会 計 出 資 金	217	229	248	255	232	225	237
	3. 他 会 計 負 担 金							
	4. 他 会 計 借 入 金							
	5. 他 会 計 補 助 金							
	6. 国 (県) 補 助 金							
	7. そ の 他							
	収 入 計 (a)	217	229	248	255	232	225	237
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額 (b)							
	前年度許可債で当年度借入分 (c)							
純計(a)-(b)+(c) (A)	217	229	248	255	232	225	237	
支 出	1. 建 設 改 良 費	140	151	169	174	150	142	153
	2. 企 業 債 償 還 金	131	132	79	81	82	83	84
	3. 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金							
	4. そ の 他							
支 出 計 (B)	271	283	248	255	232	225	237	
差 引 不 足 額 (B)-(A) (C)	54	54	0	0	0	0	0	
補 て ん 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金							
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額							
	3. 繰 越 工 事 資 金							
	4. そ の 他	54	54					
計 (D)	54	54	0	0	0	0	0	
補てん財源不足額 (C)-(D) (E)	0	0	0	0	0	0	0	
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (F)								
実 質 財 源 不 足 額 (E)-(F)	0	0	0	0	0	0	0	

1. 複数の病院を有する事業にあつては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
2. 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:百万円)

	26年度 (実績)	27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
収 益 的 収 支	(1) 514	(1) 521	(1) 438	(1) 412	(127) 615	(340) 827	(351) 837
資 本 的 収 支	(95) 217	(101) 229	(110) 248	(114) 255	(102) 232	(98) 225	(104) 237
合 計	(96) 731	(102) 750	(111) 686	(115) 667	(229) 847	(438) 1,052	(455) 1,074

(注)

- 1 ()内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 2 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務副大臣通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。